

第1回議会議員・農業委員会の委員の定数  
及び任期等の取扱い小委員会  
( 会 議 録 )

日時：平成20年5月29日(木)

午前10時00分から

場所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第1回議会議員・農業委員会の委員  
の定数及び任期等の取扱い小委員会  
会 議 次 第

1 開 会

2 委員の紹介

3 委員長及び副委員長の選任について

4 委員長及び副委員長あいさつ

5 小委員会の運営について

(1) 公開・非公開について

(2) 会議録署名委員の指名

6 協 議

(1) 小委員会のスケジュール（案）について

(2) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

7 その他

確認事項について

8 閉 会

第1回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

1. 委員	西道 紀一	8. 委員	永野 本助
2. 〃	久保田 恭弘	9. 〃	山田 福雄
3. 〃	首藤 美也子	10. 〃	龍神 豊美
4. 〃	清水 公雄	11. 〃	高岩 都津子
5. 〃	前原 淳一	12. 〃	原田 富雄
6. 〃	福本 誠作	13. 〃	楠元 フタミ
7. 〃	杉元 豊人	14. 〃	竹山 昭徳

( 事務局 )

事務局長	倉園 凡生	事務局員	柴内 敏彦
事務局員	税所 将晃	〃	芝田 和之

( 分科会 )

議会分科会長 松ヶ野 安博  
農業委員会分科会長 中菌 謙一  
選挙分科会長 塚田 徳義

( 欠席者 )

小林市 中屋敷 慶次 高原町 丸山 崇

以上、( 敬称略 )

午前10時00開会

局長	皆さんおはようございます。御案内いたしました定刻になりましたので、ただいまから第1回の議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会を開会させていただきます。 まず初めに、本日の出席委員数は14名です。定数16名の14名が出席されておりまして、3分の2以上の出席を得ていますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。 それでは、本日は第1回目ということで、委員の皆様方の紹介をさせていただきます。 済みませんけれども、順不同の敬称略でさせていただきます。 2号議員の中屋敷議員は、本日所用により欠席でございます。 2号委員の西道委員でございます。 西道です。よろしく申し上げます。 2号委員の久保田委員。 久保田です。よろしく申し上げます。 2号委員の首藤委員。 首藤です。よろしくお願ひいたします。 2号委員の清水委員。 清水です。よろしくお願ひいたします。 2号委員の前原委員。 前原です。よろしくお願ひいたします。 2号委員の福元委員。 よろしくお願ひいたします。 2号委員の杉元委員。 杉元です。よろしくお願ひいたします。 続きまして、3号委員の永野委員です。 永野です。よろしくお願ひいたします。 3号委員の山田委員。 山田です。よろしくお願ひいたします。 3号委員の龍神委員。 龍神です。よろしくお願ひいたします。 3号委員の高岩委員。 高岩です。よろしくお願ひいたします。 3号委員の丸山委員は、本日所用で欠席でございます。 3号委員の原田委員でございます。 よろしくお願ひいたします。 3号委員の楠元委員でございます。 楠元です。よろしくお願ひいたします。 3号委員の竹山委員です。 竹山です。よろしくお願ひいたします。 以上で委員の御紹介を終了させていただきます。 事務局側の紹介をいたします。 合併事務局の柴内でございます。 柴内と申します。よろしくお願ひいたします。 合併事務局の芝田でございます。 芝田です。よろしくお願ひいたします。 合併事務局の税所でございます。 税所です。よろしくお願ひいたします。 私は、事務局長の倉園と申します。よろしくお願ひいたします。
----	--

分科会長 局長 分科会長 局長 分科会長 局長	<p>そして、議会分科会長であります松ヶ野でございます。 よろしくお願いたします。 農業委員の分科会長であります中菌でございます。 中菌です。よろしくお願いたします。 選挙分科会の長の塚田でございます。 塚田です。よろしくお願いたします。 引き続きまして、本日第1回目で、まず委員長、副委員長を決めていただくということになっておりますけれども、それに関する規定の4条の2によって、委員長、副委員長は互選により定めるとありますが、どのように取り計らいましょうか。（発言する者あり）</p>
清水委員	<p>できれば小林の議長さんがいいんじゃないかと、そう思うんですけど、きょう欠席であればどげなもんかなと。</p>
久保田委員	<p>うちの議長でよかってな。きょうはとりあえずでやるとですよ、一番先輩の代理ということで、きょう1日だけをさせるのはどうかなと思うんですが。（発言する者あり）</p>
首藤委員 局長	<p>事務局の案はあるんですか、何か。 一応互選ということでなかなか難しいだろうということで、案としては、一応小委員会が2つございます。まちづくりの小委員会と議員の小委員会ということで。それで、一応まちづくり委員会が高原町・野尻町の議長から委員長を、そして小林側から副委員長をと、そして、当委員会での小林ですね、小林から委員長を、高原と野尻町から副委員長をとということでバランスがとれるんじゃないかなというのは持っております。</p>
清水委員 久保田委員 久保田委員	<p>それで町は異議ありませんけれども。 異議ありません。（発言する者あり） きょうは説明だけということで、だろうと思いますから、副委員長さんに音頭をとってもらおうということで……。</p>
局長	<p>ただ、委員長さん、副委員長さんも当日決めていただかないといけません。（発言する者あり） では一応確認いたしますけれども、今事務局の腹案として一応説明したように、当委員会での小林から委員長、野尻町、高原町から副委員長ということで御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
局長 西道委員 久保田委員	<p>であれば、それぞれの方を互選で決めていただきたいと思います。 委員長には、小林議会の議長をお願いしたいと思います。 なら、副議長、副委員長を清水さんがするたいな。いいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
局長	<p>それでは、確認します。委員長に2号委員、小林議会議長の中屋敷委員、副委員長に2号委員、高原町議会副議長の清水委員で御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
局長	<p>それでは、委員長、副委員長ともに選出されましたので、御両人にごあいさつ願うんですが、委員長の方が公務欠席ということで、副委員長の清水副委員長にごあいさつをお願いします。</p>
副委員長	<p>それでは、きゅうきゅう委員長ということになりますけれども、きょうの委員長が欠席というふうになっておりますけれども、私副議長を仰せつかっておりますけれども、小林市・高原町の議会・農業委員会の小委員会の副委員長としてただいま選任されましたけれども、精いっぱい、一生懸命やっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
局長	<p>ありがとうございます。それでは、委員長、副委員長が決まりましたので、これ</p>

副委員長	<p>からの議事進行に関しましては、設置規程の6条の2によりまして委員長に引き継いでいきます。</p> <p>ここで委員長とちょっと打ち合わせをいたしますので、5分程度休憩いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時15分休憩～午前10時20分再開</p> <p>それでは、ただいま選任されました副委員長の方で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、会議録署名委員の指名であります。会議録署名につきましては、議長の方で指名することになっております。私の方でよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
副委員長	<p>本日は、杉元委員と原田委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてであります。委員会規程の第6条4項の規定によりますと、会議は原則公開とするところであり。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは非公開とすることができると定めてありますが、ここでは公開とするということで御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
副委員長	<p>それでは、御異議なしということですので、本日は公開することになります。</p> <p>早速協議に入りたいと思います。</p> <p>議事事項1、小委員会のスケジュール（案）についてを事務局説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、着座したままではございますが、説明の方をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、お手元の資料の3ページ目をお開きいただきたいと思います。（発言する者あり）まず、協議事項に入る前でございますが、3ページの方につきましては、第1回の協議会の方にも掲示させていただきましたが、議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い小委員会の設置ということで、設置と所掌事務、組織等につきまして、こちらのよう絵図させていただいております。</p> <p>そして4ページにつきましては、委員の名簿ということで、御確認いただければと思います。</p> <p>続きまして、5ページをお開きください。</p> <p>まず1番目の協議といたしまして、小委員会のスケジュール（案）ということでございます。</p> <p>まず、①ですが、小委員会の開催といたしまして、議員・農業委員取扱い小委員会につきましては、原則として協議会開催日の午前中といたします。そして、協議の進捗状況によりましては、必要に応じて臨時的に小委員会を開催させていただきたいと考えております。</p> <p>次に、②ですが、小委員会の協議事項につきましては、議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期に関する事、その他必要な事項ということで協議を願いたいと考えております。</p> <p>次に、下の図の方で説明いたしますが、第1回、今日でございますが、5月29日に小委員会、内容につきましては、スケジュールの確認と議会議員の定数及び任期についての説明と、右側の方に協議会とありますが、本日午後から第2回の協議会が開催されるということでございます。</p> <p>第2回の小委員会につきましては、6月の26日になります。この日の内容につきましては、議会議員の定数、任期について、それと農業委員会の委員の定数及び</p>

	<p>任期の説明ということで、両方同時に協議をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>第3回、これは7月の31日の開催となります。第3回あたりでちょうど集中的に協議していただくふうな形になっていくかというふうに考えております。その日の午後につきまして協議会の方が第4回開催されます。この日につきまして、議員の定数・任期の取扱いにつきまして途中の経過報告という形で報告の方をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>第4回、8月の28日、この日につきまして、議員と農業委員の定数・任期について最終案ということで、確認までこぎつけていただければよろしいかということでスケジュールの方で進めさせていただいております。</p> <p>午後が第5回の協議会の開催ということで、議員と農業委員、両方に関してですが、経過の報告をさせていただきたい。</p> <p>第5回が9月の25日に開催となりますが、この日につきましてはもう最終の調整をさせていただく。そして午後に第6回の協議会の方が開催されますので、提案させていただいて承認までいけばよろしいのではないかとということで、スケジュールの方を作成させていただいております。</p> <p>協議会が5回ということで、非常に少ない回数となっておりますので、先ほども申し上げましたように、臨時的な小委員会の開催というのが必要になってくる可能性がございます。</p> <p>後ほど研修等についてまた説明はさせていただきますけれども、事務局の方の案といたしましては、7月の8日、9日に研修の方がございますので、その後に、必要であれば臨時的な小委員会の方が開催すべきではないかというふうなことも考えているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
副委員長	<p>ただいまスケジュールについて説明をされましたが、皆さん方の中で、今のスケジュール案について何か質問等がございましたら出していただきたいと思いますというふうに思います。何かございませんか。——来月に農業委員会の方の説明をされてというこのスケジュールでございますが、全体的な協議については第3回が主な協議、第4回で調整等して、最終調整をして、9月25日に向こうの全体会議にという予定のスケジュールであります。何かございませんか。</p>
杉元委員	<p>スケジュールの中で研修が入っているわけですが、6ページにも添付してありますように、小林市さんと須木さんは前回の合併がなされているという、それなりに参考資料としてもなるわけです。今回、7、8に福岡の方に研修に行きたいということで日程を組んでおりますが、やはりこの研修が必要なのか、そこら辺のところ。行き先を、まだ協議は固まってないわけですが、こういったところに研修したいというのがわかっておりましたら。</p>
事務局	<p>概略の方を説明させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、行き先が福岡の八女地区になりますけれども、今合併協議会の方を進めている地区でございます。合併の方式といたしましては編入合併ということでございまして、今回そちらの方をお願いしたのは、定数特例をとっているところだったんですが、事務局といたしましても、定数特例と在任特例という形で、どちらの方にも視察に伺いたいという考えでございましたけれども、日程等の関係と受け入れ先の関係で、今回は定数特例を取り上げたところしか受け入れていただけなかったというような事情がありましたので、そちらの方をお願いしたところでございます。</p> <p>中身につきましては、定数特例ということですが、非常に今回複雑な形になっております。在任特例につきましては前回小林・須木の方でしているということで、ある程度イメージ的には理解できるころなんです。定数特例につきましてはちょっと勉強しないとなかなか難しい面がございましたので、そういった意味でもそちらの方に研修に行きたいということで、設定をさせていただいております。</p>
副委員長	<p>議員と農業委員さんと人数の取扱い、それで定数関係で、原則でいくか、先ほど</p>

事務局	<p>言われた定数特例でいくか、また在任特例でいくかと、3つの方法だと思うんですが、ちょっとそれは後日の第3回の中で、小委員会の中で協議されていくと思うんですが、今の段階でどういった方向がいいかというのは、きょうの段階で今選定し切れないわけですね。</p>
前原委員	<p>意見としてはここ説明した後に協議という形で入っていただきますので、それは出していただいて結構かとは思っています。</p> <p>スケジュールに関する問題なんですが、前回の理事会で須木さんと小林さんが合併されて、それに基づいて今回、野尻、高原、小林で協議にいったわけですが、俗にいう須木さんと小林さんで協議されて合併された経緯が、十分わかっていますので、今後、検証すべきであるのかなというのを思いましたので、意見として申し上げます。</p>
副委員長	<p>以上です。</p> <p>今の件ですけれども、この視察につきましては、お手元には資料等の現段階の説明等を、私はこの面については協議をしていただきたいと思いますというわけです。</p> <p>まずそのスケジュールについて、このようなスケジュールでよろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
副委員長	<p>それでは、スケジュールについてはこのように取り計らいをすることで、御異議なしということでしたしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、次というか、2の議会議員の定数及び任期の取扱いについてのことについて事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、同じく5ページの下のところになりますが、(2)議会の議員の定数及び任期の取扱いについてということでございます。</p> <p>まず1番目に、地方自治法の原則を適用するかどうかということ。続きまして、2番目に、合併新法の特例を適用するかどうかということと、3番目に、合併新法の特例を適用する場合、合併後1回目の選挙時に特例を適用するかどうかということにつきまして協議をお願いすることになるかと思っております。</p> <p>協議に入るに当たりまして、次ページ以降の参考資料等につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>6ページになりますが、前協議会での審議経過等についてということで、確認事項といたしまして出させていただきます。</p> <p>まず、小林・野尻町・須木村・高原町合併協議会での確認事項ということでございます。</p> <p>1つ目に、新市の議会の議員の条例定数は30人とする。</p> <p>2つ目に、定数特例を採用する。特例定数につきましては32人または34人の2案を基本に協議いたします。</p> <p>3つ目に、各市町村を区域として選挙区を設置する。各市町村の選挙区の定数、2回目以降の選挙の選挙区設置の有無については、確認までに至っていなかったという状況でございました。</p> <p>続きまして、小林市・須木村合併協議会の場合でございますが、在任特例の方を適用しております。</p> <p>合併協定書によりまして、まず1つ目に、議会の議員については市町村の合併特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年の4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>2つ目に、新市の議会の議員の定数は26人とする。</p> <p>3つ目に、選挙区については新市において在任特例期間中に検討する。</p> <p>4つ目に、議会の議員報酬は、小林市・須木村合併協議会で設置する議会議員・農業委員会の委員報酬等審議会にて合併までに調整するというところでございました。</p> <p>その後合併しまして、米印ですが、新市におきまして、在任特例を初めての選挙の議員の定数につきましては24人とし、選挙区は設置しないこととしたということでございます。</p>

続きまして、7ページです。合併新法による議員の定数・任期の特例ということで、編入合併についてこちらの方に記載させていただいております。

まず1つ目に、地方自治法の原則でございますが、ポツ2つになりますけれども、編入される議会議員は失職ということと、次に、合併により人口がふえ、法定定数が編入する市の条例定数を上回る場合、その上回っている定数分について議員条例定数を改正し、増加定数分の増員選挙を行うことができるということが1つでございます。

次に、2つ目に、合併新法による特例ということで編入合併の場合でございますが、①つ目に定数特例をとることができます。その中でも2種類ありまして、アですが、合併直後、人口比に応じた定数特例により、編入される町の区域のみを選挙区とした増員選挙を行うことができる。イ、さらにその後1回目の一般選挙に限り、その合併特例定数で選挙をすることができるというものでございます。

次に、②の在任特例でございますが、これにつきましても二通りあります。

まず、アですが、編入先の議会の残任期間、編入される町の議員全員が議員として残任できる。

次に、さらにその後1回目の一般選挙に限り、上記①の定数特例を準用しまして、編入される町の区域を選挙区として合併特例定数で選挙することができるということでございます。

次に、黒丸の議員定数の上限ということですが、地方自治法の第91条の第2項によりますと、網かけの6番のところですが、人口5万人以上10万人未満の市ということに該当いたしますので、上限につきましては30人ということになります。

続きまして、下の特例定数の計算方法ですけれども、増員定数につきましては、編入する市の条例定数、これは小林市の25人ということになります。それに編入される町の人口を掛けまして、編入する市の人口で割ります。その結果、高原町につきましては6人、野尻町につきましては5人ということにそれぞれなります。

その下の人口の定義及び各市町議員の定数ということで、議員数と人口の表、これにつきましては、平成17年度の国勢調査の数値をもってここに上げさせていただいております。

続きまして、8ページをよろしく申し上げます。

こちらにつきましては、定数及び任期の取扱いに係る特例の選択肢及び適用概要ということで、表の方をつくらさせていただいております。

まず1つ目の、合併特例法を適用しない場合ということで、これが原則になりますが、議会の議員の身分ということで、小林市議会議員は引き続き身分を有する。高原町・野尻町の議会議員につきましては合併の日の前日をもって失職するというところでございます。

ここにちょっと記載漏れの方がございますけれども、先ほども説明いたしましたように、増員選挙の方も行うことができるということでございます。

選挙につきましては、原則として行わないということでございますが、増員選挙をとった場合には選挙の方も生じてくるということでございます。

次に、真ん中になりますが、②の定数に関する特例を適用する場合、この定数特例ということでございます。これは先ほども申し上げましたように、身分につきましては、小林市は身分をそのままとします。高原町・野尻町につきましては、定数特例ということで高原町6人、野尻町5人の増員選挙を行う。

その下の任期についてですけれども、平成23年4月21日までと記載しておりますが、これは23年4月の30日までということで訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、下の特例による議員の数ということで、計算方式の方を載せさせていただいております。

選挙期日につきましては、大きくは合併後50日以内に選挙を行うということでございます。

続きまして、右側の③在任に関する特例を適用する場合ということで、これにつきまして小林的議員、高原町・野尻町の議員、それぞれ在任をしていただくということで、また小林は25人、高原町10人、野尻町10人ということで、合計いたしまして44人の議員さんが在任していただく。

それと、先ほども訂正をお願いしましたが、これも平成23年4月の21日までとなっておりますけれども、こちら30日の方に訂正をお願いいたします。

在任特例の場合は選挙の方は行われないうこととなります。

続きまして、下の方の米印になりますが、②、③の特例を適用する場合、合併協議会の協議により、合併後最初に行われる一般選挙においても、②の定数特例を適用することができるということでございます。

次に、在任特例、定数特例につきましては、特例による議員についてだけを定めるものではなく、合併後の市の議員定数を定めるものである。そのため、特例を適用した場合、特例期間内につきましては定数は変更することはできないと、そういうふうになっております。

続きまして、9ページをお開きください。まず、特例を適用しない場合ということで、イメージ図ということで作成をさせていただいております。

まず(1)ですが、編入する小林市の現議会議員の定数24人を継続する場合ということで、合併期日に両町の議員が失職という形の表でございます。選挙は発生しないと。

ただし、こちらの真ん中の図に、旧小林的議員定数24人というふうに記載させていただいておりますけれども、これはわかりやすく、現在の24人という形をこちらの方に掲げさせていただいております。その後の一般選挙で、23年4月にまた一般選挙が行われますが、それにつきましても、新小林市を1選挙区、議員定数を24人というふうに記載させていただいておりますけれども、それぞれ条例改正等、そういったものとか発生した場合にはこのとおりではないということで御理解いただきたいと思っております。

続きまして、下の(2)ですが、地方自治法の第91条によりますと、合併後の新小林市の定数につきましては30人を上限として定数の変更が可能であるということです。そのためには、議員定数や選挙等につきましては条例改正等の手続が必要であるということです。

まず、①の合併期日までに定数等の条例改正を行うということで、表の方を作成しておりますが、合併の期日前に条例改正等を行う。矢印の方がしてありますが、これにつきましてその下に増員選挙というふうに記載しております。合併の前に増員選挙を行うという意味ではございませんので、そこは御確認いただきたいと思っております。

と、右の方に小林市の議員定数が24人、その上に新小林市を1選挙区、定数6人というふうに記載しておりますが、ここにつきましても、これだけの方向ではなく、高原町、野尻町それぞれに選挙等で定数を設定する、そういったやり方もできるということでございます。

その下です。②確定までに定数の増員を検討し、合併後に条例改正を行うということで、これも1つのパターンということでお示しさせていただいております。

合併定数につきまして、まず選挙を行います。合併後にそれぞれ条例定数、選挙区等を御協議いただいて、条例改正等によりましてそれぞれの取り組みをいただくということでこの表を作成させていただいたところでございます。

続きまして、10ページです。これは定数特例に関してのイメージ図となります。

まず(1)合併特例法の第8条の第2項ということで、これにつきましては増員数、先ほども説明申し上げましたが、高原町が6人、野尻町が5人。それにつきましては前国勢調査の人口ごとに設定できるということでございます。

(2)で、合併特例法の第1条第3項ということで、まず1つ目の表でございますが、合併の期日に増員選挙を行う。これは通知受理から50日以内に行うという

ことでございます。小林市につきましては、議員定数を24人そのまま、高原町、野尻町の区域に限り増員選挙を行うということでございます。その後一般選挙が平成23年の4月になりますが、この時点で定数特例の効力は一たんなくなるということ。その後また地方自治の原則に戻りまして、小林市を1つの選挙区とした24人の定数という形で今ここに載せさせていただいております。これにつきましてもそれぞれ条例改正なり、いろんなパターン等が出てくる可能性はあるのかなというふうに考えているところでございます。

その下が、(3) 合併特例法第8条の第5項でございます。これにつきましては、先ほどの定数特例を1回使った後に、さらにもう一回の一般選挙、これは21年の4月になりますが、それまでにまた高原町・野尻町に選挙をお願いしまして、6名と5名、小林市につきましては24人という形で特例をとることができるということでございます。

続きまして、次11ページでございます。③の在任特例ということでございます。

(1) で、合併特例法第9条第1項第2号ということで、合併後編入される高原町・野尻町の議員は、編入する小林市の議会議員の残任期間に限りまして、合併後の市の委員として在任することができるという。合併の期日によりましては、選挙はありません。小林が24人、高原町・野尻町の議員の方が10名、10名ということで、44名の方が在任いただくということです。23年の4月にまた一般選挙が行われます。

その下の(2) ですが、合併特例法の第9条の第3項によりまして、在任特例をとって23年の4月がまいります。その後もう一回定数特例の特例を準用いたしまして、小林市が24人、高原町6人・野尻町が5人という特例を使うことができるということでございます。

以上が議員に関するところで、説明の方、一たん終了させていただきたいと思えます。

続きまして、今回の協議事項ではございませんが、12ページの方ですけれども、農業委員会委員の定数・任期についてということで、第2回の小委員会の方から協議していただくこととなりますので、参考資料として載せさせていただいております。大まかに御説明をさせていただきますが、編入合併の場合でございます。

大きくは普通のパターンがあるということで、①につきましては、原則といたしまして合併後は1農業委員会を設置するというので、編入される農業委員さんの選挙委員及び選任部分につきまして、両方身分を失うということです。そして編入した市町村につき、1個の農業委員会を設置するというものでございます。

次、2番目に、これは1農業委員会を設置しますが、在任の特例を使うことができるということで、40名以内の範囲で在任が可能であるということです。

次に、③ですが、これは原則といたしまして、合併後2つ以上の農業委員会を設置するというものでございますが、これにつきましては選挙委員の一般選挙を行わなければならないというものでございます。

④につきましては、これは在任特例でございますが、合併後2つ以上の農業委員会を設置するという場合に、これに関しまして在任特例があるということです。

続きまして、13ページですが、⑤としまして、合併後、従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置するという特例があるということでございます。

こういったことを基本に、2回目以降協議をいただくということです。よろしくお願いたします。

続きまして14ページ以降ですが、14ページから17ページにかけては、関係法令等をお示しさせていただいているところです。

以上です。

はい、それでは、ただいまの議会議員の定数、それから原則として定数の特例と在任事項について説明がございましたが、皆さん方で質疑等があれば質問をお願いしたいと思うんですが、何かございませんか。

副委員長

福本委員	<p>福本ですが、事務局の方に実はお願いがございまして、それぞれに原則、定数特例、在任特例ってありますよね。それをどのぐらい経費が違うものか、全部経費を細かく計算していただけると、これは私たちだけではなくて住民もちゃんとこれ見えていますので、住民も納得した上でのやっぱり方法というのが一番いいと思います。だからそれを、まだその経費と、その重要性をてんびんにかけながらやっぱり協議していく必要があると思いますので、できればそれを、ただ選挙までを含んだ経費、定数特例を使った場合は選挙を行いますので、その選挙にも何百万という経費がかかりますので、その経費を含めた上で、1年間でどのぐらい違うものかという、そこまで出していただければ今後の協議がしやすいかと思っておりますので、よろしくお願いしておきます。</p>
副委員長 事務局	<p>事務局は、それで……。 事務局といたしましても、それが一番重要になろうという認識がございまして、そういった作業に今取り掛かっているところであります。</p>
副委員長 首藤委員	<p>よろしくお願ひします。 先ほど杉元委員の方から、研修のことで言われたんですけど、私も、2日かけて——1泊2日ですよ。この研修がどうなのかなというのが1つと、それから1泊していく内容なのかなというのと、八女地区の方は合併新法により定数特例をとったところで、そのお話を聞くということで、在任特例を適用したところというのも聞かないと平等、公平性というので判断がしにくいなと思っておりますので、今回はこの八女地区だけ、しかも1泊2日で、定数特例をとったところの質問をするということで、非常にちょっと問題があるのではないかと。行くにしても、在任特例をとったところも話を聞いて、そして考えを決めておかないといけないんじゃないかなと思うんです。</p>
副委員長	<p>これについては、どうですか、後の中で先進地視察については時間をかけて、その他の中で。</p>
事務局 副委員長	<p>その他のところで……。 質問のところから出てくるので、協議をしてもらいましょうか。これについては、議会の今定数の任期の特例等についての説明したので、それについてまず意見等をもって、全体的に視察研修につきましても、視察研修の場の御説明等がありますから、協議をしていただきたいというふうに思います。はい。</p>
久保田委員	<p>先ほど福本さんが言われたんですが、選挙についての費用もですが、在任特例を使って44名でやった場合の議場設置に係る費用がどれぐらいかかるのかというののちゃんと出してください。</p>
副委員長 事務局	<p>事務局、よろしいですか。 そちらの方も調査をさせていただきたいというふうに思います。</p>
副委員長 首藤委員	<p>それでは、説明については何か、はい。 農業委員会の方なんですけれども、（発言する者あり）まだでしたか。（発言する者あり）わかりました。回数が少ないから早く。</p>
副委員長	<p>スケジュールとしては第2回で委員会定数及び任期説明を……。 ただいまの説明についてですけれども、全体でもよかったんですけど、含めて詳細に説明があったところではありますが、協議については第2回から第4回までで確認をするということでございましてけれども、どうも考え方についてはそれで合おうかと思っておりますけれども、説明についてはよろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
副委員長 龍神委員 事務局 龍神委員 副委員長	<p>ほかによろしいですか。ありませんか。はい。 高原と野尻町の議員さんの任期というものは……。 小林と一緒にです。 あ、小林と一緒になんですか。 ちょっと私、もう一緒に選挙して、あの統一地方選挙で同じに。（発言する者あり）任期は4月30日。そうですね。選挙日は違いましたけれども。任期は4月</p>

事務局	<p>30日まで。事務局の方がそういうふうな……。</p> <p>確認させていただいていないところですけども、4月の30日だったと思います。</p> <p>町は4月30日。</p> <p>町長選挙と一般選挙だけはいっしょでしたか。</p> <p>野尻は違う。</p> <p>したけど、任期は4月30日まで。</p> <p>いっしょにやろうということで、しやった訳やな。</p> <p>選挙だけは早目に行ったったわけやな。（発言する者あり）任期は同じということです。選挙はちょっと違いましたけど、最初の選挙では。こっちは町長選挙と一緒に議員の方も一緒にやると。高原が統一地方選挙の期日どおり。</p> <p>ほかにございませんか。——それではないようでありますので、ただいまの説明についてはよろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
副委員長	<p>それでは、第2回からこの協議にさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>次回については、農業委員会については次の小委員会の方でまた詳細について説明申し上げることになっております。</p>
事務局	<p>それでは、その他の確認事項についてですが、事務局の説明を願います。</p> <p>それでは、その他の確認事項、18ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>まず、第2回の小委員会の開催につきましては、6月の26日午前9時半、今回よりも30分早くなっております。場所は野尻町の農村環境改善センター、協議内容につきましては、議会議員の定数及び任期の協議、そこちょっと抜けておりますけれども、農業委員の方につきましても協議をさせていただきたいというふうになっております。協議をお願いしたいということでございます。</p> <p>それから第3回以降につきましても、申しわけありません。自分の資料だけが抜けておりました。</p>
副委員長 事務局	<p>第3回目以降につきましても先ほどのスケジュール案と同じようにこちらの方に確認事項として記載させていただいております。それぞれ始まる時間が9時半ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それと、引き続きまして、先ほどの視察研修に関してですけども、続いて説明させていただきます。</p> <p>はい、説明してください。</p> <p>まず、視察研修につきましては、平成20年7月8日から9日にかけて福岡県の八女地区の方にお願ひしているところでございます。質問事項等につきましては、あらかじめ事務局の方で用意させていただいたんですけども、出欠と質問事項のお願ひということで、5月の21日付でお願ひしているかと思ひます。これにつきましては、6月の10日までに出席と質問事項につきまして、何かございましたら提出いただきたいと思いますということで、準備をさせていただいているところでございます。</p> <p>先ほど、議員さんの方からも御指摘がありました定数特例を使っているところだけではちょっとまずいんじゃないかということでしたけれども、それにつきましても当初から私たちの方も考えているところでございました。今回、合併協議を行っている地区自体が九州管内におきましてもちょっと少ないということもございませし、それで宮崎とか延岡とか、宮崎が在任の方をとっているところなんですけれども、同日に続けて話を聞くという形がちょっとうまくいかなかったものですから、再度、在任をとっているところにつきまして、まだ今検討をさせていただいている段階でございませ。</p> <p>それに先駆けまして、まず定数特例を今されている福岡の方が快く引き受けていただいたという過程がございませので、そちらの方でまず定数特例につきましては勉強、研修させていただきたいということで、設定させていただいたところでござ</p>

副委員長	<p>います。</p> <p>視察研修等につきましては以上です。</p> <p>ただいま事務局の方から説明がありましたけれども、定数特例の方の視察を予定をしているということをごさいますて、先ほど首藤委員の方からありましたように、在任も含めて視察するならばの方がいいのではないかという意見がございまして、それについても今事務局は検討しているところということでもありますけれども、できれば期間も短いことですから、在任、私の方からいうのもあれですけれども、在任と古いのをあわせてせんと、後ではちょっと件数、それぞれの議会の方もですけども、この合併協議会の中の小委員会の中でも、もうこういう視察等につきましては当初にやっぱり視察して、それをやっぱり参考とするということになれば、後からするよりも協議する前にやっぱり調査して、その内容についても、意見等もそれぞれ出していただいてやっぱり情報が調べられるというふうに思いますけれども、7月の、2カ月ぐらい後、2カ月後でありますけれども……。</p>
福本委員 副委員長 福本委員	<p>ちょっといいわけ……。</p> <p>はい。</p> <p>今、事務局サイドで研修先を当たったところは、現在合併協議を行っているところだけでしたのか、それとももう過去に行った、在任特例を使ってそこに合併をしたというところは当たったんですか。そのあたりちょっと聞かせていただければ。できれば、今さっき首藤委員さんも言われたとおり、前の日だけで研修終わって、宿泊施設に帰るだけの日程やったからですよ、できれば在任特例を過去に使って、もう合併して3年でもたつちよるところでもいいから、そういうところでも、どういいうきさつでその在任特例とか使ったのか、そういうところがあると思うんですので、できればそのあたりがどうあったのかということをお聞かせいただければいいんですけど。</p>
事務局	<p>まず、取りかかりといたしましては、現在、協議会を設置されているところの方に当たっております。といいますのも、協議会が済んで合併をした市町村につきましては、それぞれ人事異動の方がございまして、担当の方がそれぞれに今異動されているという経緯がありまして、なかなか研修の方が難しいという、受け入れ先の方も、そういったことが今までもございましたので、今のところは協議会を設置されているところを手始めに連絡を入れているところであります。</p>
福本委員	<p>福岡の方につきましても、そういうことが見つからないのであれば、合併して間もないところにつきましても検討させていただきたいというふうに考えております。</p> <p>結局、今回平成の合併が始まって、今大分たつてですよ、大分落ちついてきたところがあると思うんですけども、私たちは今協議する中で、そういうところの失敗例とかよかった面、悪かった面というのが十分検討できる立場にいると思うんですよ。だから、私はこれを有効に使うべきだと思いますので、そういう中でやっぱりそういう、過去に合併したところで、やっぱりこれを使ってよかったとか、やっぱりこれを使ったらこうやったという、そういう話を聞くというのも私はいいと思うんですよ。だから、やはり今僕ら、今協議しようところがいいんだろうけれども、私は今おくれて合併するなら、やっぱりそういうよかった面、悪かった面をやっぱり再度検討するちゅうのもやっぱりいい方向に向かうんじゃないかなと思いますので、そのあたりも含んだ上で検討していただければいいかなと思います。</p>
前原委員	<p>在任特例の場合には、今まで須木さんが小林市と在任特例を適用して合併されている経緯があるわけだから、わざわざ今さら在任特例のところを見に行く必要もないし、それなり、いい面も悪い面もわかっておられるだろうから、あとはもう在任特例を適用したところ、福本委員が言われるように、今協議しているところもいいんでしょうけれども、やはり特例を適用してよかった、悪かった、そういうところをやっぱりできるのであれば研修、意義があるんじゃないかというふうに思います。</p> <p>また、この日程表を見ると、八女市あたりであれば3時間程度で行けるんです</p>

副委員長 久保田委員 副委員長 副委員長 事務局	よ。当然日帰りができる範囲内ということを考えれば、わざわざ1泊してまで行くこともないというふうに思います。
	以上です。
	はい。
	ありません。
	首藤さん、もう一回やるか。
	事務局、ありませんか。
副委員長	日程的なことを考えて、あとそれこそその時間帯によりますが、午後終了するのが早い時間帯であれば、日帰りで帰ってくるのが可能だと思いますので、そのあたりももう一回検討させていただきたい。
杉元委員	それは検討するということですので、皆さんの小委員会の方で決定をされて、これは事務局案でございますので、小委員会の方の皆さん方の意見をまとめて調整もさせていただきたいというふうに思いますけれども。
	事務局に聞きたいんですが、1つはこの委員会ですね、大変協議で左右する内容だと思うんですが、やはり一泊まで計画された経緯の中では、やはりこういった委員会同士の懇親の場も設けてあるのかなというのうかがえるんですか、そこら辺の考え、持っていらっしゃるのか。ただ、先ほど前原委員が言われたように、交通、片道3時間ぐらいで行くというようなところですから、1泊をとられたということは、やはり委員会の意見も聞きたいんですが。
副委員長 局長	はい。
	当然そういうものも入っておりますし、あと結構微妙な問題だと認識しておりますので、質問時間等が長引いたときのことも考えて、安全策で1泊ということは考えております。
	できれば、もうきょう近くであればということで当然探していたんですよ、1泊してやるのであるから、二、三時間のところにもう一つのパターンがあればということで交渉していたんですけども、そちらがどうも、やっぱり事務局大変らしくて、受け入れられないということで、こういう行程になったというのを最初に申し上げるべきだったかとは思いますが。
副委員長	事情的には以上のようなところでございます。
	交通の方は検討はいいんですけども、そういう小委員会が今度は6月の26日ですから、7月の8、9ということですので、参加についての希望は6月10日ということでありましたけれども、どげんかね、その、それを含めて整理をせんと……。
局長	事務局の勝手を言わせていただければ、いわゆる手配の絡みも、相手方とか宿泊場所もございますので、できれば（テープ中断）簡単にいくんですけども、今回の場合もちょっと事務局が大変なようになっていて無理にお願いしたような経緯がありますので、できればこのままお願いでいきたいというのが本音でございます。
首藤委員	当局の原案どおりであればということであれば、2カ所どうしても探していただきたいなど。先ほど福本委員もおっしゃいましたけれども、合併して間もないところもあると思いますので、在任特例、定数特例とっているところを両比較してみたいと思いますので、ぜひそのようにしていただきたいなと思います。大変でしょうけど。
副委員長	首藤委員さんと、八女から明るる日も時間、当日10時ごろ帰るようになっておりますけれども、その辺具体の町は在任特例やらそういうのがあればしてもらって……。
局長	一応そういう手配とかあたりはしてみたいとは思いますが。ただ、相手があることですので、無理やり行くよということではできませんので、当たってみた結果、当初のあれの行動になっても、それは御了承いただけるということであれば。
首藤委員	それでもって無理なときは、当たっていただいて、先ほど宮崎市が在任特例とっているとおっしゃったので、それもぜひ組んでいただきたいなと思います。もしだ

副委員長 西道委員	めなときは。 別の日になります。 事務局にお尋ねいたしますが、この八女市への研修については、質問事項等は既に送付されているんですか。ここに1ページと、2ページ、3ページとありますが。
事務局	それにつきましては、今、議員さんの方からの意見をとりまとめているところで、視察方には、これは事務局としての質問事項ということで、きのうメールで送信されています。後日また、委員さんの方からの質問事項をとりまとめて、またお願いしようということにしています。
西道委員 副委員長 前原委員 副委員長	わかりました。 ほかに何かありませんか。 以外でもいいですか。研修以外のこと。 今のところ研修にして、またその他のところで。研修については、今までの素案を皆さん方に配付されておりますけれども、その申し込みの期日は6月10日ということで、提出期限についても、質問事項のタイトルと、それから日程表と、それから出欠については丸印をお願いします。（発言する者あり）みんな送付されておりますか。
局長	その研修視察については、いろいろ意見等も出たところでございますが、事務局の方で打診をされた分等確認をして、その内容については次の委員会、6月の。文書によってまた配付しますか。
副委員長	はい、結果報告ということで、受け入れてもらえたらそこを追加します。ただ、個々に当たったけれども、当初の予定どおりに、申しわけございませんけれどもお願いいたしますというような形で文書で報告いたしたいと思っております。
局長	それでは、ただいま事務局からありましたように、この原案のほかにまたそういうことができました場合とあわせて皆さん方に後日また通知をします。そして、あとまた委員の方からありましたように、在任で宮崎県内にある分について、在任をされてあるところ、された等の研修もしてみたいという意見ですが、事務的にもこの場でちょっと伺っておかないと、どげんじゃったけだといかんですから、どうですか、事務局の方としては。
局長	一応委員さんの中で、それはやった方がいいとかそういうふうで決定をしていただければ、事務局はそれなりの手配はいたします。
副委員長 首藤委員	事務局側としては決定はできません。 ああそうですか。 委員長、だから、今のは八女に行く場合に、1カ所じゃなくてということで言いましたので、それがとれない場合は宮崎の方にも……。
副委員長 首藤委員 西道委員 局長	ああ、それがとれない場合は……。 はい、ぜひ入れていただきたい。（発言する者あり） 明くる日がまる1日あきますので。
局長 首藤委員 副委員長	そうですね。 まず当局に調べていただきます。 そうですね。それでは、今確認をしますと、これ以外にとれなかった場合については、県内の在任したところを調査をしてもらってという点と、これ以外に在任をしたところのオファーか、向こうの受け入れが可能ということになった場合については、それで視察の中でそれができるということでありますから、事務局はそれでよろしいですか。
局長 副委員長 局長 副委員長	委員会の決がそれで決まれば大丈夫です。 するということであればいいということですか。 はい。
	それでは、お諮りいたしますが、皆さん、今協議の中でそれぞれ皆さん聞いていらっしゃると思いますが、事務局の方で八女市以外のところの在任をとられたところを調査して、受け入れ先を検討すると、皆さん方にこれは文書で配付するという

	<p>ことであります。それで、もしなかった場合についてはまた別に調査をしたいという意見であります。それでいいですか。意見等出していただきます。それを委員会の決定によるということでもありますから、皆さん方の意見を尊重してやっていきたいというふうに思いますから、皆さんの同意を、小委員会の方のスケジュールの中の、協議をして、視察については……。</p>
西道委員	<p>委員長、今の委員長のあれは違うんじゃないですか。八女に行って、明くる日は相手からその日に入れてもらいたいという意見だったと思います。</p>
副委員長	<p>それは、その在任があった場合はそれもいい。それもなかった場合はこれと今できませんということでしたので、事務局も。そっちも探しますということですので、探せば一番いいわけですけども。</p>
福本委員	<p>まあ、とりあえずは事務局で話してもらって、後日その連絡がいくと。それを踏まえて、できれば、必要というような形であれば、また八女に行ったときにみんなでも話し合う機会がありますので、そのときでも、どうしてもここ、宮崎なら宮崎市を見にいきたいということであれば、そこでみんなで諮っていくというような形でいいじゃないですか。しばらくは事務局の努力を期待するというので、よろしくをお願いします。</p>
副委員長	<p>ほかに意見はありませんか。きょう、1日、その八女ばかりやったら日帰りもでくっと。</p>
久保田委員	<p>そりゃわかるたい。だけど、事務局が努力しますったって任せな、それ以上我々が何をしますか。</p>
副委員長	<p>いやいや、今そういう意見もいっもろわんないかんわけで、意見があれば意見を出してください。何も言わんごと、どうかな、後から言えばよかったじゃいかんですから。今言われるような意見ももちろん。</p>
久保田委員	<p>やっぱりほか、対等合併と併任合併では全く姿が変わってきますから、そこら辺も踏まえながら、事務局も一生懸命やると思いますから、そこ辺を信用して任せましょうや。</p>
副委員長	<p>今、意見が委員の方からありましたが、そういうことということもありますけれども、事務局の方も一生懸命対応しているということですので、そのように決定してもよろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
副委員長	<p>それでは、先進地視察につきましては、皆さん方に配付のとおり、八女市の方に調査をするということで、そしてあと在任についても御意見等がございましたので、その点については事務局の方で誠意をもって当たって、皆さん方に文書でまた報告するというのでございますので、よろしく願いいたします。</p>
前原委員	<p>それでは、その他のその他になりますけれども、ほかに皆さん方の意見等がありましたら出していただきたいと思います。前原委員。 事務局に要望ですけども、今回、こういう資料が1週間前に配付されて非常に助かったわけですが、聞くところによると、次回から配付の時期が二、三日おくれるんじゃないかというような話も伝わってきますので、できるものであれば1週間ぐらい前にはせめて配付していただければというふうに思います。</p>
局長	<p>以上です。 原則1週間前の資料配付、発送ということで、事務局自体もそんなふうに努力しております。ただ、完全に1週間以内というのはもう、あくまで努力の結果であって、協議件数がふえてまいりますと資料の整理等で一日二日おくれることはあると思いますけれども、できるだけ1週間以前に委員の皆さんの手元には届くようにしていきたいとは思っております。それで御了承願いたいと思います。</p>
首藤委員	<p>ちょっとよろしいですか。次回から農業委員会の委員の定数に入るわけですけど、それに先立って、当局の方に、農業委員の各自治体の農業委員さんの名簿をいただきたいなど。地域で偏ってたりいろいろあるかもしれないので、全然わからないので、そういう資料を送付していただきたいと思っています。</p>

副委員長 事務局 副委員長 西道委員 中菌分科会長	事務局。 資料の方をそろえさせていただきたいと思います。 ほかにありませんか。 今農業委員さんは何人。 農業委員会の方が今小林が28人、公選が21人です。1名失職しておりますので。あと議会推薦が4人、それからJA、共済、それから改良区が1人です。定数29人に対して28人ということ。それに高原町、定数12人に対して現在11人いらっしゃいます。公選が7人、それから選任による分が4人ということになります。それと野尻町が定数11人に対して現在11人の方がいらっしゃいます。公選が6人、それから選任による議員が5人ということでありまして。これは議会の方で高原町が1人、野尻町が2人ということでありまして。ここは3人と、JAと共済と改良区。（発言する者あり）いや、1人ずつの3人ということです。
副委員長	以上です。 農業委員の名簿と、それからその人員につきましてはまた次の小委員会の中で詳細にまた説明等もありますし、内容についてもまた説明を受けることとなりますので、名簿については添えるということでしたので、よろしくお願いをいたします。
局長 副委員長	ほかにその他でございませんか。——事務局の方は何かありませんか。その他ではないですか。 ございません。
局長 副委員長	それでは、協議については以上でございますが、ないようでありますので、これで本日の小委員会を閉会をしたいと思いますので、よろしいですか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
副委員長	それでは、以上でもちまして小委員会を終わります。御苦労さんでございました。
局長	清水副委員長さん、ありがとうございました。以上をもちまして本日の小委員会を終了いたします。  <p style="text-align: center;">午前11時30分閉会</p>

会議録署名委員 杉元 豊人

会議録署名委員 原田 富雄